

第 1 回熊本城マラソンにおける喫煙規制のお願い

熊本市 市長 幸山政史様
熊本城マラソン実行委員会事務局 御中

1. 受動喫煙の害とその予防効果

科学研究の結果、受動喫煙により健康と生命が侵害されることが判明しています。受動喫煙の害は、世界保健機関や日本学術会議が公式に認めていることあります。平成 22 年厚生労働省は、日本において受動喫煙が原因で死亡する人は最低でも年間 6800 人と発表しました。世界保健機関は完全な禁煙でなければ受動喫煙を防止できないと述べています。他国では屋内を完全に禁煙とし、心臓病や呼吸器疾患が実際に減少していることが報告されています。

(資料) タバコ煙にさらされることからの保護 http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/dl/fctc8_guideline.pdf

脱タバコ社会の実現に向けて <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t51-4.pdf>

受動喫煙による死亡数の推計 http://www.ncc.go.jp/jp/information/pdf/20101021_tobacco.pdf

2. マラソンランナーの危険性

都市型市民マラソンの最中の突然死などの事故は他の地区ではすでに発生しています。マラソンランナーには、喫煙、飲酒、糖尿病、高血圧、呼吸器疾患、高齢者など様々な危険因子を持つ方が参加されると思われます。

マラソン中、ランナーは呼吸回数が非常に多くなり、呼吸も深めであり、より多くの空気を取り込んでいます。血圧は上昇し、心拍は多く、より多くの血液量が循環しています。レース時は、歩行時のように喫煙者を見つけて迂回したり、息をこらえたりもできません。マラソン中、体液は脱水傾向に傾き、血液の粘度が上がり血栓が形成されやすいことも医学的には当然のことであると思われます。

受動喫煙は心臓血管疾患、とりわけ心筋梗塞のリスクを高めますが、多くの空気を取り込み、多くの血液量が循環し、循環系への負荷が大きいランナーへの受動喫煙の悪影響は、通常状態の方への悪影響よりもさらに大きくなると思われます。

3. 他の地区の都市型マラソン大会での喫煙行為について

他の地区的都市型マラソン大会での喫煙行為について、当会で調査したところ以下のような問題点があることが判明しました。

- ①参加するランナー自身は競技中に喫煙することは少ない
- ②大会関係者、審判、メディアや一般観戦者が、最も喫煙しやすい
- ③警備をされる警察関係者は勤務中なので喫煙することはない
- ④以上も踏まえ、他の地区では沿道を含めて禁煙を求める動きがある

4. 熊本城マラソンの目的

熊本城マラソンの目的には「熊本の魅力のアピール」、「市民・県民のスポーツの振興」、「社会貢献」などが掲げられています。

スポーツは健康のためのものですが、喫煙は不健康のための行為です。受動喫煙がある町は全国へのアピールにはなりませんし、社会へ貢献することはできません。

熊本城マラソンの目的と、喫煙・受動喫煙は相いれない性格のものであると思われます。

5. 世界ドーピング防止規程（2012年禁止表国際基準）

世界アンチ・ドーピング機構（WADA）は禁止表に掲載されてはいませんが、スポーツにおける濫用の潜在的な傾向を把握するために監視することを望む物質について監視プログラムを策定しました。それによると、競技会（時）：「ニコチン」が掲載されています。

金栗記念熊日30キロロードレースは日本陸連の後援大会となります、「ドーピング検査対象レース」となる可能性があると思われます。また将来、世界アンチ・ドーピング機構の動きによっては、ニコチン（喫煙）がドーピング対象禁止薬物となる可能性があり、金栗記念熊日30キロロードレースにおいても、今後のことを考慮し喫煙対策を講じ始める必要もあると思われます。

（資料）世界ドーピング防止規程（最終16ページ）

http://www.playtruejapan.org/downloads/prohibited_list/2012_ProhibitedList_JP.pdf

6. タバコ規制枠組み条約第13条条項について

日本が批准しているWHO「タバコ規制枠組み条約」の施行ガイドライン草案には、以下のような考え方方が記載されています。

『タバコの宣伝、販売促進、スポンサー活動がタバコ使用を増やしていること、タバコの宣伝、販売促進、スポンサー活動の包括的禁止がタバコ使用を減らすことが証明されている。』

『地域社会、健康推進、福祉、環境保護などの団体に直接あるいは別のルートを通じて、資金援助や現物支給の援助を行っているタバコ会社もある。このような寄付行為は、本条約第1条g項のタバコ産業によるスポンサー行為に該当する。したがって、このような寄付行為は、タバコ製品とタバコ使用を直接的あるいは間接的に促進奨励するという目的、効果あるいはそれらをもたらすおそれがあるがゆえに、包括的禁止措置の一環として禁止されるべきである。』

「タバコ規制枠組み条約」では、「第13条タバコの広告、販売促進及び後援」において、『あらゆるタバコの広告、販売促進及び後援の包括的な禁止を行う。』と明記されています。

タバコ産業は社会における様々なイベントにおいて、様々な形でスポンサー活動や喫煙場所の提供などの活動を行っていることが知られています。

（資料）外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty159_17a.pdf

「タバコ規制枠組み条約」施行ガイドライン http://www.nosmoke55.jp/data/cop3_13_200811.pdf

7. 具体的なお願いまたは提案

熊本城マラソンには多くのランナーが参加し、多くの方が沿道で観戦されると思われます。また、多くの大会関係者やボランティア組織の方々が大会を盛り上げるために活動をされると思います。現在日本人の約8割は非喫煙者であり、この方達もまたその多くが非喫煙者であると推定されます。健康増進法に記載されていますように、受動喫煙の防止の責務は大会運営者にあります。裁判の判例によりますと、受動喫煙の防止義務は屋外においても適応されます。

第1回目となる熊本城マラソンにおいて、是非当初からの喫煙規制をお願い申し上げます。喫煙規制・禁煙推進の大会とする意義は、ランナーへの不測の事態の予防、ランナーや一般市民への受動喫煙防止、禁煙を促す真の意味での健康増進、青少年や市民への健康のための無言のロールモデルの提示になると考えます。以下に具体的なお願いまたは提案を記載致します。

①参加するランナーへ

ご自身の事故の予防のため、普段は喫煙される方であっても少なくとも大会参加中は禁煙を実行されるよう呼びかけや案内をお願い申し上げます。

一旦事故が行ってしまいますと、たとえ近くに医療者がいたとしても100%の蘇生は不可能です。また今後は、喫煙歴とともに健康状態を事前に調査し、一定のリスクのある方の参加をご遠慮願うことと検討課題としていただけませんでしょうか。

②ボランティアや警備を含む大会関係者、審判、メディアの方へ

これらの関係者の方々が喫煙する姿を市民に見せることにより、市民の喫煙行為が誘発されます。ボランティアを含む大会関係者、審判、メディアの方々には、大会開催中の禁煙を呼びかけていただけませんでしょうか。

さらに医療系を含む大会関係者には、「禁煙よろしくお願いします」、「禁煙へのご協力ありがとうございます」となどの字句が記載された「たすき」等を装着していただければ、市民への啓発にもなると思われます。

③沿道の観戦者へ

特に沿道近くで喫煙をされると、その煙がランナーの走る道路へ流れ、ランナーへの受動喫煙が起ります。特に沿道における喫煙がなされないよう、沿道の必要箇所に「沿道での禁煙」を呼びかける看板またはポスターを掲示していただけませんでしょうか。

④タバコ規制枠組み条約第13条の順守

タバコ規制枠組み条約第13条の順守をお願い申し上げます。すなわち、熊本城マラソン大会事務局へ、タバコ産業および関連団体から、資金提供などのスポンサー活動、喫煙場所の確保（喫煙のための移動型トレーラーや灰皿の提供等）、ゴミ拾いの手伝い等の申し出があつても、受諾しないようお願いを申し上げます。